

神奈川県 新型コロナウイルス感染症対応資金

ポイント

実質3年間無利子※・無担保・据置最大5年の
神奈川県中小企業制度融資です。**保証料は半額又はゼロ**です。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利については、事後的に相当分をキャッシュバックします。

対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定書が必要です。売上減少幅によって取得できる認定が異なります。

ご利用いただける方	いずれかの認定を受けた中小企業者等		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
融資限度額	3,000万円		
資金用途	運転資金・設備資金		
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む）		
融資利率	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%	1年超5年以内 : 1.6% 5年超10年以内 : 1.8%	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%
保証人	法人の代表者を除き原則不要 (法人の代表者についても、一定要件①法人・個人分離、②資産超過を満たせば不要)		
担保	不要		

利子補給・信用保証料

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（小規模※のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料0.425%	保証料ゼロ・金利ゼロ

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が以下の条件を満たす方をいいます。
製造業・建設業・不動産業・運送業・宿泊業・娯楽業 等 ---- 20人以下
卸売業・小売業・飲食業・サービス業 ----- 5人以下

裏面をよくあるお問合せにお答えします。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定要件と連動しておりますので、

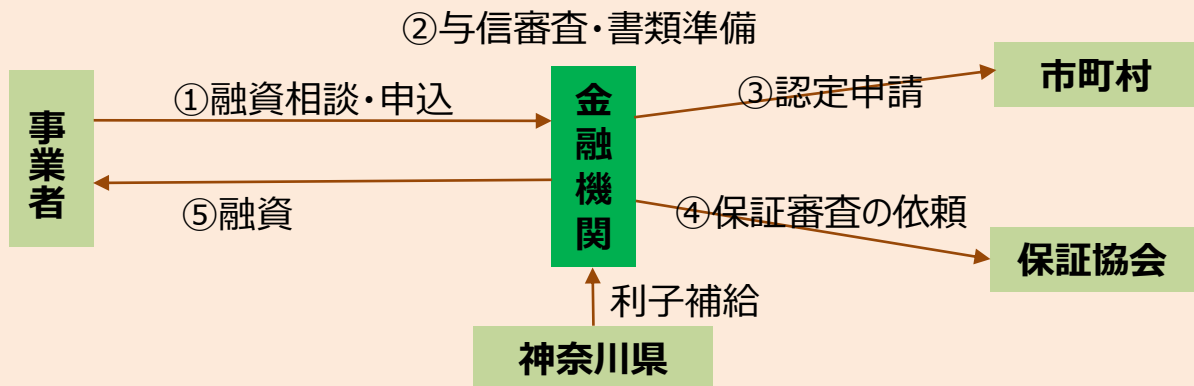
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



融資申込みの流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。（一部異なる流れとなる場合もございます）

お取引のある又は最寄りの取扱金融機関※にご相談ください。



融資申込みに必要な書類を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

具体的にどのような資料が必要となるかは、取扱金融機関※へご相談ください。



取扱期間はいつまでですか？

令和2年12月31日までです。まずは**お取引のある又は最寄りの制度融資取扱金融機関※**にご相談ください。

令和2年12月31日までに保証申込受付をし、令和3年1月31日までに融資実行された分まで。

※取扱金融機関は、県のホームページにてご確認ください。